

# 郡山市留守家庭児童会利用料金の改定について（案）

現行の利用料金は平成17年度から適用しているもので、利用料金の算出にあたっては、指導員報償費の二分の一を保護者に負担いただいているところである。

当時の児童クラブ数は18施設で定員の合計は980名での運営であったが、平成25年度の児童クラブ数は32施設で定員の合計は1,659名であり、平成17年度当時と比較すると、施設数が約1.8倍、定員が約1.7倍となっており、当該運営に係る指導員報償費及びその他の経費についても増加している。

これらのことを踏まえ、現在の状況に合った利用料金を設定するとともに、経済的困窮世帯等を支援するため、利用料金を見直しすることとする。

なお、利用料金の算出にあたっては、平成25年度留守家庭児童会決算額を基礎とした。

## 1 放課後児童クラブ概要

(1) 対象児童 放課後、保護者等が就労等により家庭にいない小学校1～3年生の児童  
定員に余裕がある場合は、4～6年生

(2) 開設時間 月曜日から金曜日（13:00～18:30）  
土曜日及び長期休業期間（7:30～18:30）

(3) 開設校 32校（直営27・委託1・保護者会3・児童センター1）

(4) 定員 1,659名

(5) 登録児童数 1,604名（H25.4.1現在）

(6) 開設日数 (平成25年度)	学校開校日	土曜日	長期休業期間	計
	202日	42日	50日	294日

(7) 長期休業期間の開設日数（平成25年度）

4月	7月	8月	12月	1月	3月	計
5日	9日	21日	5日	3日	7日	50日

(8) 利用料金 (単位：円)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
3,700	3,300	3,300	4,500	5,300	3,300	3,300
11月	12月	1月	2月	3月	年間利用料金	
3,300	3,700	3,800	3,300	4,000	44,800	

※月平均 3,733円

(9) 平成25年度留守家庭児童会決算額

報償費 153,898千円	その他の経費 26,548千円
------------------	--------------------

180,446千円

No.	項目	H25決算額	備考
①	学校開校日	83,181,930	
②	報償費	土曜日	32,577,066
③		長期休業期間	38,139,004
	計	153,898,000	
⑤	その他の経費	26,548,000	
	合計	180,446,000	

## 2 利用料金の改正（案）

### (1) 利用料金設定の考え方

利用料金の設定について、本市では、これまで指導員報償費の1/2の額としてきた。本来、国の基準では、児童クラブ運営費の1/2に設定することとなっているが、当該基準では、利用料が高額になってしまうことから、これまでどおりの取り扱いとする。

なお、夏休みなどの長期休業期間については、利用時間が長いため高い金額設定にしてきたが、基本的にはほとんどの児童が利用していることから、毎月の利用料については、均等割とする。

### (2) 利用料金の算出について

◇ 報償費の1/2相当を利用者負担とする

報償費 ÷ 登録児童数 ÷ 12月 × 1/2

153,898,000円 ÷ 1,604名 ÷ 12月 × 1/2 = 3,997円 ≒ 4,000円

年間利用料金：48,000円

(単位：円)

現行(H26) ①	変更後(H27) ②	差 額 (② - ①)	月平均
44,800	48,000	3,200	270

※増額（年間）3,200円×1,604名 = 5,132,800円

#### <参 考>

◇ 運営費の1/2相当を利用者負担とする場合（国基準）

運営費 ÷ 登録児童数 ÷ 12月 × 1/2

180,446,000円 ÷ 1,604名 ÷ 12月 × 1/2 = 4,687円 ≒ 4,700円

年間利用料金：56,400円

※現行との差額 +11,600円

## 3 利用料金の減免について（案）

### (1) 利用料金の減免について

児童クラブへの入所を希望している保護者のうち、経済的困窮世帯や多子世帯を支援するため、利用料を減免する措置を新たに講じる。

- ◇ 生活保護受給世帯の児童 ⇒ 全額免除
- ◇ 就学援助受給世帯の児童 ⇒ 半額免除
- ◇ 同一世帯で2人以上の児童が利用している場合 ⇒ 2人目以降半額免除

### (2) 減免額の積算

世帯区分	H26児童数 (人) ①	減免額単価（円）		減免額見込み(円) (① × ②)
		月 額	年 額 ②	
生活保護受給世帯児童	1	▲ 4,000	▲ 48,000	▲ 48,000
就学援助受給世帯児童	200	▲ 2,000	▲ 24,000	▲ 4,800,000
同一世帯2人目以降児童	110	▲ 2,000	▲ 24,000	▲ 2,640,000
			合 計	▲ 7,488,000